

令和5年4月17日

保護者各位

川越市立大東中学校
校長 田中 晃

自転車乗車におけるヘルメットの着用について（お願い）

麗春の候、保護者の皆さまにおかれましてはますます御健勝のことと拝察いたします。日頃より本校の教育活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、ご承知の通り、このたび4月1日より自転車の乗車に対して、すべての年齢を対象に自転車用ヘルメットの着用が努力義務※1（道路交通法第63条の11）となりました。埼玉県においても自転車による死亡事故の増加が大きな問題として事故撲滅に取り組んでいます。

※1 努力義務とは「罰則のない義務」として着用を努めなければならないことを示すものです（警察署より）

そこで、すでにご対応いただいている家庭もあるとは存じますが、中学校では部活動における遠征等、自転車による移動を鑑みて、自転車用ヘルメットの早期徹底着用にご協力をお願いいたします。着用については用意出来次第すぐにご対応ください。また、準備中の場合は保護者の責任においてお子さんへの事故防止の指導、注意を十分をお願いします。

なお、ヘルメットの購入に際しては、さまざまなタイプのものが販売されていますが自転車用ヘルメットとしてSG、JCF、CEなどの安全基準を示すマークにより販売されているものであればどのようなものでも問題ありません。使用時の保管などは各自で管理するよう家庭でもご指導ください。子どもから大人まで、自転車乗車時は常時着用を心がけましょう。

以上、お子さんの安全を第一にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※埼玉県警察のHPより

自転車用のヘルメットをかぶっていないときの致死率はヘルメット着用時の2.1倍高いことがわかっています。

道路交通法第63条の11第1項～第3項（令和4年4月27日公布、令和5年4月1日施行）

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例第8条2項、第9条2項

- 児童又は生徒の保護者は、その児童又は生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に関する自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。
- 高齢者の家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言するよう努めなければならない。

自転車の乗車用ヘルメットは全年齢で着用を！

- 県内の自転車事故で亡くなった約7割の方が頭部に致命傷を負っています。

自転車事故死者の負傷部位（令和4年中）

